



巻頭言

理事長就任にあたって

友松靖夫 (財)砂防・地すべり技術センター理事長

平成11年8月27日に開かれた理事会により、財団法人砂防・地すべり技術センターの理事長に選任されました。矢野前理事長のあとを受け、さらなるセンター発展のために、微力をつくしたいと考えております。皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

※※

当センターは昭和50年7月に創設されました。当時、私は建設省河川局砂防課に勤務しておりましたが、公益法人の数はきわめて少なく、身近には、国土開発技術センターだけでした。それだけに当時の砂防関係者は、センターの創設に大変熱心でしたし、とりわけ砂防OBの方々による基金集め等のご努力があって、無事設立にいたりました。

それから25年、今や砂防のシンクタンクとして、砂防技術の発展に大きく寄与してきました。例えばあの雲仙普賢岳の噴火にともなって、火砕流や土石流が発生しましたが、シミュレーション手法により、いち早く被害区域を予測し、地元、島原市長や、深江町長に提示して、避難命令の発令をうながし、その直後にあの大火砕流が発生しましたが、多くの住民の命が救われたことは記憶に新しいところです。

25年間の各種の調査、研究成果の蓄積と、それに基づく砂防技術の進歩、発展は、学界や官界からの協力もいただいで大変めざましいものがあります。

しかし、センターの運営といったきわめて現実的な側面をみますと、今や、行財政改革や中央省庁再編成、地方分権といった流れの中で、今までの仕事の流れや、仕組みが大きく変わろうとしています。まさに激動の時代に入ってきています。いわば親元ともいふべき建設省がなくなります。地方建設局の組織改変や、工事事務所の統廃合が進められるでしょう。都道府県における公共事業の執行体制も大きく変わっていくでしょう。このような流れの延長線上には公益法人もその対象となる可能性もあります。ただこの場合、公益法人それぞれの技術力の評

価や、役割分担といった議論もなしに、単なる数の削減といった論理が先行することのないよう期待したいものです。

※※

激動の時代の中で、私たちは、今あらためて公益法人の役割や、使命といったものを認識しておく必要があります。

たまたまこの原稿を書いている9月4日土曜日、日本経済新聞(横浜版)「きょうのことば」に公益法人がとりあげられていました。以下引用いたします。

公益法人とは、一般に民法34条に基づき設立される社団法人または財団法人を指す。

- ①公益(不特定多数の者の利益)に関する事業を行う
- ②営利を目的としない
- ③主務官庁の許可を得る

などが主な要件。祭祀(さいし)宗教、慈善、学術、芸芸などに関する事業活動を行う、と規定されている(以下略)。

公益法人の要件①については、少なくともセンターが行っている建設省や都道府県から受託している調査研究業務や、センターの自主研究業務の成果は、前述の雲仙普賢岳に見られるようにすべて公共公益に役立つものです。これこそが公益法人の使命でもあります。受託事業は、その剰余金によってセンターの運営がなされるので、税務上は収益事業と見なされていますが、実質的には、すべて国民の安全、安心につながる公益事業だと思っています。

もちろん、剰余金を充当した、大学や研究機関の若手研究者に対する研究助成基金や、砂防学会をはじめとする諸団体のシンポジウムやワークショップ等への助成、国際技術協力や技術交流に対する支援、大学生を対象としたキャンプ砂防への支援など、多くの公益事業にも積極的に取り組んでいます。

②の営利を目的としないという要件については、

常に民間企業との役割分担を意識しています。例えば、①技術的に未確立で先駆的な業務、②行政が実施する新規施策のための事前調査やその手法の確立にかかわる業務、③技術的な統一性が求められる業務等をセンター業務の中心に据えております。民間企業ではないので、利益の追求は行っていません。とはいえ、多くの役職員をかかえた組織であり、当然経営責任を担っているわけであります。当センターでは前述したとおり受託業務による剰余金(収益)で運営を行っています。毎年、剰余金が出れば、内部留保されますが、これからは指導監督基準により、その上限がきめられることとなります。一般の方々には、その額だけを問題にします。多ければ、「公益法人のくせに儲け過ぎだ」の一言で片づけられそうです。それにいたる経緯について理解してもらいたいのです。

砂防・地すべりセンターが設立20年目を迎える頃、私はセンターの非常勤理事として参画していました。当時、私の職場はセンターのすぐ近くでした。組織も新しく、建物も新しいものでした。センターは設立当初から同じビルです。当然ビルそのものも古く、一室からのスタートで、空室が出ると拡充するという方式でした。「天井が低い」「水まわりがわるい」「空調がきかない」「使い勝手が悪すぎる」等々、苦情をよく聞いていましたので、「20年の節目にもう少し良い建物に移転したらどうですか」と、何人かの方々にアドバイスいたしました。その恩恵を、今、私が受けているとは思ってもよらないことでした。設立から25年、現在の内部留保は、スタートから現在にいたる役職員の汗と涙の結晶です。

要件③については、もちろん設立時に建設大臣の許可を得ています。しかし平成7年から8年にかけて、公益法人に対してさまざまな問題点が指摘され、世論の批判を受けました。これを受けて政府は、公益法人に対する指導監督基準を策定し、各法人は新基準にそうよう改善を求められてきました。もちろ

んセンターが個々の問題で指摘を受けたことは全くありませんが、新基準にそった寄附行為の改正を行い、平成11年8月16日建設大臣の許可をいただきました。これにより、役員数や任期の改正とともに、役員の構成についても、さまざまな分野の方々に参加いただき、幅広い視点から、今後のセンターの運営がはかられることになりました。設立25周年が、新寄附行為による、いわば再生1年目となります。決意を新たにしているところです。

※※

以上に述べてきました法律上の3要件のほかに、技術集団であるセンターとしての重要なポイントがあります。すなわち、①技術力の蓄積、②新しい技術力の開発と利用、③技術力に対する信頼の確保です。

調査研究業務にたずさわる技術者個人の力量の集約がセンターという組織の評価につながります。あえて技術力としたゆえんです。

個人個人の技術力を向上させるためには、物(現象)の本質を見抜く眼が必要です。

宮本武蔵は「五輪書」の中で、「見の眼と観の眼」といっております。武蔵によれば、この「観の眼」によってのみ剣道の極意に達することができる、と力説しています。

われわれが、調査研究のためにいろいろな現場に出かけますが、単に現場を見てまわるのは「見の眼」です。何故こんな現象が発生したのか、原因は何か、あらゆる角度から観察しその本質を見抜く。これこそが「観の眼」です。

これからの砂防行政の中で、キーワードとなるのは次のようなものでしょう。安全・安心、環境、緑、コスト、危機管理、情報伝達、ボランティア、等々でしょう。

これらの事象をわれわれは常に「観の眼」で見守り、21世紀の砂防事業の進展に寄与したいものです。